

## 弥富市公共工事に要する経費の前金払等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条並びに地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第3条第1項及び第3項の規定に基づく公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払(以下「前金払等」という。)に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する公共工事のうち、工事1件の契約金額が300万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、予算の執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないものとする。

(前金払の率)

第3条 前金払の率は、契約金額の10分の4以内とする。

(2年度以上にわたる契約における前金払)

第4条 継続費に係る2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に应ずる出来高予定額に対して行うことができる。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対して行うものとする。

3 債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の債務負担行為の年割額に应ずる出来高予定額に対して行うことができる。

4 第1項及び前項の場合における前条の規定の適用については、同条中「契約金額」とあるのは、「年割額に应ずる出来高予定額」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第3項の場合における2年度以降の前金払については、前年度までの出来高予定額が達成されていることを確認した後に行うものとする。

(中間前金払の対象)

第5条 中間前金払の対象は、第2条第1項の規定に基づき前金払を行った土木建築に関する工事のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、弥富市契約規則(平成元年弥富町規則第8号)第56条の規定に基づき部分払を行った工事については、中間前金払を行わないものとし、中間前金払を行った工事については、部分払を行わないものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 前項各号に掲げる要件については、請負者が第12条第1項の規定に基づく書類の提出をした時点(以下「認定請求時」という。)の工期及び契約金額を基準とするものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、弥富市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領第7条第1項の規定に基づき債権譲渡を承諾した工事については、中間前金払を行わないものとする。

4 第2条第2項の規定は、中間前払金について準用する。

(中間前金払の率)

第6条 中間前金払の率は、認定請求時における契約金額の10分の2以内とする。ただし、前金払と中間前金払の合計額は、認定請求時における契約金額の10分の6以内とする。

(2年度以上にわたる契約における中間前金払)

第7条 継続費に係る2年度以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に应ずる出来高予定額に対して行うことができる。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対して行うものとする。

3 債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度の債務負担行為の年割額に应ずる出来高予定額に対して行うことができる。

4 第1項及び前項の規定に基づく各年度の中間前金払を行うことができる要件は、第5条中「工期」とあるのは「当該年度の工期」と、「当該工事」とあるのは「当該年度の工事」と、「契約金額」とあるのは「当該年度における年割額」と読み替えて、第5条の規定を準用するものとする。

5 第5条第1項ただし書の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定に基づく各年度の中間前金払を行った工事について、各年度末の出来高に対する部分払を行うことができる。

(前払金等の使途)

第8条 前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）は、当該契約に係る工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

2 前項の場合において、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる額は、前払金の100分の25以内とする。

(前払金等の端数整理)

第9条 前払金等に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払等の対象等の明示)

第10条 前金払等の対象とされる土木建築に関する工事である旨及び前金払等の率については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金の請求及び支払)

第11条 前払金を受けようとする者は、契約締結後速やかに、法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と法第2条第5項に規定する保証契約を締結した保証証書を添付して、前払金請求書にて請求しなければならない。

2 前項の規定により前払金の請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(中間前払金の請求及び支払)

第12条 請負者は、中間前金払を受けようとするときは、支払の請求に先立ち中間前金払認定請求書（第1号様式）を提出するものとする。

2 請負者から前項の規定に基づく中間前金払認定請求書の提出があったときは、第5条第1項各号（第7条第4項において準用する場合を含む。）の要件を満たしていることの確認を行うものとする。

3 前項の規定に基づく確認を行ったときは、請負者が中間前金払を請求する要件を具備していることを認定するか否かについて、中間前金払認定書（第2号様式3）を請負者へ交付するものとする。

4 前項の規定に基づく中間前金払認定書の交付により認定を受けた請負者は、中間前金払認定書に、法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と中間前払金に関し、法第2条第5項に規定する保証契約を締結した保証証書を添付して、中間前払金請求書にて請求しなければならない。

5 前条第2項の規定は、中間前払金の支払について準用する。

（契約金額の変更に伴う前払金の増減）

第13条 工事内容の変更その他の理由により契約金額が変更された場合においては、原則として前払金（第5条の規定により中間前払金の支払を行っているときは、中間前払金を含む。）の増額又は減額は行わないものとする。ただし、契約金額が減額された場合において、支払済みの前払金の額が減額後の契約金額の10分の5（中間前払金の支払を行っているときは、10分の6）を超えるときは、その超過額を減額の日から30日以内に返還しなければならない。

2 前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（前金払等をしたときの部分払）

第14条 前金払等をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前払金等の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

（前払金等の返還）

第15条 前払金等の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支払済みの前払金等の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金等を当該工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (3) 当該工事の契約が解除されたとき。

2 前項の場合において、前払金等を受けた日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき前払金等に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利息を付するものとする。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年1月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 この要綱による改正後の弥富市公共工事に要する経費の前払金取扱要綱第4条第1項の規定は、施行日以後に締結する契約に係る前払金について適用し、施行日前に締結した契約に係る前払金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。